

## 具体的な連携事項

### (1) 京都府産品オリジナル商品の開発・販売に関すること

#### 【具体的な取組内容】

- ・ 包括協定締結にあわせ、締結記念フェアを実施  
「地域活性化包括連携協定記念フェア」（実施期間 4月26日～5月16日）  
全7品を関西地区約1,400店舗で販売。  
（「南蛮&味噌マヨチキン弁当」は、福井県を含めた約1,470店で販売）

#### 【実施に向けての検討事項】

- ・ カタログギフトへの京都府産品商品の掲載
- ・ 京都府産品コーナーの設置

### (2) 健康増進・食育に関すること

#### 【具体的な取組内容】

- ・ 京都府が主催する食育等に関するイベントへの参加
- ・ 健康情報に関するポスターの掲示やパンフレットの設置による情報の発信
- ・ おむすび、お弁当、総菜などにカロリー表示や脂質量やナトリウムなどの含有量を表示

### (3) 観光情報・振興に関すること

#### 【具体的な取組事項】

- ・ 各店舗における観光ポスターの掲示、観光パンフレットの設置、近隣観光施設の紹介
- ・ 交通機関の案内
- ・ レジ下のカタログラックなどを利用し、京都府情報コーナーを設置
- ・ 京都府民や観光客へのトイレ施設の開放

#### 【実施に向けての検討事項】

- ・ 京都府内観光施設のイベントチケット販売

### (4) 地域防災への協力に関すること

#### 【具体的な取組内容】

- ・ 災害時、水道水・トイレの提供、帰宅困難者の支援
- ・ 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定（2010年5月21日協定締結）

#### 【実施に向けての検討事項】

- ・ 災害時の情報提供に関する協力

### (5) 地域の安全・安心に関すること

**【具体的な取組内容】**

- ・セーフティステーション活動による安全・安心なまちづくり
- ・「子ども110番の家」、「かけこみ110番の家」としての役割

**【実施に向けての検討事項】**

- ・「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録

**(6) 子ども・青少年育成に関すること**

**【具体的な取組内容】**

- ・セーフティステーション活動による「次世代の青少年健全育成」への取組
- ・未成年者に対する酒類・たばこの販売禁止及び年齢確認の実施
- ・18歳未満者に対する成人向け雑誌の販売・閲覧禁止と区分陳列の実施
- ・深夜における18歳未満者に対する帰宅の促進等、少年、少女の非行化防止
- ・小（高学年）中高生に対する就労体験の受入
- ・「きょうと子育て応援パスポート事業」へ協賛

**(7) 高齢者・障がい者支援に関すること**

**【具体的な取組内容】**

- ・認知症サポーター養成講座受講促進と認知症に関する理解促進
- ・段差のない、自動ドアを基本とした入口と、車椅子が通れる通路幅を基本とした店舗デザイン

**【実施に向けての検討事項】**

- ・障がい者雇用の場の確保（就業体験なども検討）
- ・「パーキングパーミット制度」への協力（一部店舗での優先駐車場設置）

**(8) 環境対策・リサイクルに関すること**

**【具体的な取組内容】**

- ・レジ付近に「レジ袋いりませんカード」設置
- ・レジ袋削減に向けたストアスタッフによる声掛け
- ・店内照明調光システムの導入による店内設備の省エネ化
- ・太陽光発電やLED照明・看板の導入による店外設備の省エネ化
- ・環境負荷をより軽減できる容器や包装材の使用促進
- ・低公害車・低燃費車の導入による配送車両のCO<sub>2</sub>等削減
- ・食品廃棄物を活用した循環型リサイクルシステムの構築

**【実施に向けての検討事項】**

- ・PHV、電気自動車の利用促進によるCO<sub>2</sub>等削減（充電器の設置等）
- ・不法投棄を発見した場合の通報

(9) 国民文化祭 2011 のPRへの協力をはじめ、文化の振興に関すること

【具体的な取組内容】

- ・ 5月1日より1ヶ月間、滋賀県内、京都府内全店のレジ液晶画面で、国民文化祭・京都2011をPR
- ・ レジ袋いりませんカードへPR隊長の「まゆまる」をデザイン
- ・ 記念商品のパッケージへPR隊長の「まゆまる」をデザイン

(10) その他、府民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

【具体的な取組内容】

- ・ 京都府政や暮らしに関するポスター、パンフレット等の設置による、府政情報の周知への協力
- ・ ベルマーク運動への参加（おむすび全品にベルマークを貼付）と回収したベルマークを地域の小学校などへ寄贈

【実施に向けての検討事項】

- ・ 府内産木材の店舗建築資材として利用を促進

その他、1)～9)の枠組みに入らないものであっても、府民生活の質の向上に資する新たな協働事業については、別途協議を行い合意できたものから順次実施していくものとする。